渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	只今より、第265回総会を開会いたします。 本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第３項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名人には新浜地区の森委員と、北条地区の篠原委員のお二人にお願いいたします。 本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第１号～第９号までの９件の議案が提出されております。 それでは、議案第１号～第３号までを議題とします。事務局の説明を求めます。
山岡美明副主幹	それでは、議案第１号と議案第２号を御報告いたします。令和７年７月26日～令和７年８月26日までに専決処理した案件は第１号議案の４条届出が１件、第２号議案の５条届出が19件で届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から５日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 引き続き、議案第３号を御報告いたします。 １番、本件は残存小作でございます。 本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。 ２番、本件は残存小作でございます。 本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第４号を議題とします。 御審議をいただく前に、お願いがございます。 本日、御出席いただいております委員が譲受人の案件がございます。法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、着席のままで結構ですので、退席をされたということで、議事に参加されないようお願いいたします。 それでは、事務局の説明を求めます。
山岡美明副主幹	それでは、議案内容を御説明いたします。お手元に審査基準１号から６号までを整理した農地法第３条調査票がございますので、あわせて御覧ください。 まず、本総会で御審議いただく新規農業の案件３件を、一括にて御説明いたします。 ６ページの２番、３番の譲受人は新規農業者です。 この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 なお、６ページの５番は、申請人の事情により保留となっております。 それでは、その他の案件を御説明します。 １番は、第264回総会での保留案件ですが、申請人より取下げしたい旨の電話連絡がありました。そのため、取下書の提出を指導していますが、未提出です。事務局から何度も連絡を試みていますが、現段階で連絡が取れない状況です。したがって申請人の意思確認が取れないため、今回も保留といたします。 ２番と３番は、冒頭に説明した新規農業の案件です。 ４番、譲受人は、農地約399アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を借受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ５番は、冒頭で説明した保留の案件です。 ６番、譲受人は、農地約103アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ７番、譲受人は、農地約１アールを耕作する農家でございます。 この度、自作地に隣接する、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ８番は、申請人の都合により保留となりました。 ９番、譲受人は、農地約21アールを耕作する農家でございます。

	この度、利便性の高い申請地を借受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 以上でございます。
寺井克之会長	それでは、地元委員から補足説明をお願いします。 新規農業の案件は２件で、２番、３番であります。 ２番は、所在地が久米地区でありますので戒能豊和委員から説明をお願いします。
戒能豊和委員	それでは、御説明いたします。 先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請人は、久米地区にお住まいで、この度、同地区内の農地を取得し、新規に農業経営を始めるものです。申請人は妻の実家での営農経験や勤務先の法人が所有する農地での農作業の経験もあり、地区審査においても、真剣に農業に取り組む姿勢が見受けられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	次に、３番は、所在地が浮穴地区でありますので、南耕一推進委員から説明をお願いします。
南耕一推進委員	先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請人は拓南地区にお住まいで、この度、浮穴地区の申請地を譲り受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。申請人には、営農経験はありませんが譲渡人や近隣農業者の指導を受けながら季節野菜の栽培に取り組むもので、地区審査においても真剣に農業に取り組む姿勢が見られましたので、地元としてはこれを了承いたしました。 なお、本総会での御審議、よろしくお願いいたします。
寺井克之会長	事務局並びに地元説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。

	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第５号を議題とします。事務局の説明を求めます。
山岡美明副主幹	恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。 議案書８ページの２番、１番右の備考欄に「農用地区域内」の記載が漏れておりました。２番の備考欄に「農用地区域内」の記載をお願いします。 それでは、御説明いたします。 １番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第２種農地と判断されます。 ２番、本件受人は、太陽光発電に関する業務等を行う法人です。 本申請地は農用地区域内ですが、優良農地でも許可の対象となる営農型太陽光発電施設を、既に開設し利用しております。当初、令和元年 12 月 26 日付にて、３年間の一時転用として農地法第 5 条許可を受け、令和４年 11 月２日付にて、更に３年間継続するための許可を受けております。今回、引き続き事業を継続するため、地域計画に係る協議の場において、農用地の利用集積、農用地の集団化その他地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない旨確認し、再度許可申請がなされたもので、パネル下部にはシキミ等が植栽され、特段の支障もなく生育しています。 また、本申請地は、農振整備計画おいて定められた農用地区域内にある農地、すなわち優良農地の案件として、今月 26 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。 以上でございます。
寺井克之会長	事務局の説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 この案件につきましては県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。 なお、２番は、優良農地の案件であるため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。 次に、議案第６号を議題とします。事務局の説明を求めます。
越智徹主査	それでは御説明いたします。 本議案は、松山市が農用地利用集積等促進計画において、中間管理機構を通して、権利設定を行うため、農業委員会に意見を求められたものです。 ９ページ１番、２番の譲受人は801アールを耕作する農地所有適格法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 ３番の譲受人は約359アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 ４番の譲受人は約266アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 ５番の譲受人は約323アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 なお、今後、この農用地利用集積等促進計画（案）を松山市が農地中間管理機構へ提出し、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を決定した後に、松山市がこれを認可し、公告することが予定されています。 貸借権等の権利の開始は令和７年11月１日の予定です。 御審議のほどよろしくお願いします。
寺井克之会長	事務局の説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第７号を議題とします。事務局の説明を求めます。
山岡美明副主幹	それでは御報告いたします。 令和７年７月 26 日～令和７年８月 26 日までに、専決処理した案件は 29 件で、届出内容は、議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 以上でございます。
寺井克之会長	事務局の説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第８号を議題とします。事務局の説明を求めます。
山岡美明副主幹	それでは、御説明いたします。 本件は、申出者より農業振興地域の整備に関する法律で定める農用地区域に編入してほしい旨の届出があり、それを受けて松山市が農業振興地域整備計画を変更するに当たり、当該法律の規定に基づき、農業委員会の意見を求めてきたものでございます。ページでいえば 30 ページとなります。１番、２番は、果樹経営支援対策事業を活用するにあたり、要件である農用地区域内農地への編入が必要であることから、編入してほしい旨の申出があったものです。本件、各申出地の農用地区域への編入に係る計画変更は適当と思われますが、本総会にて意見の決定をお願いします。 以上でございます。
寺井克之会長	事務局から説明が終わりました。本件について御異議等ありませんか。

	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第９号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
越智徹主査	それでは、御説明いたします。 令和７年８月 20 日付けで、河野地区の中屋推進委員から、農業委員会に、令和７年９月 30 日をもって辞任させてほしい旨の「辞任届」の提出がありました。農業委員会等に関する法律第 23 条には、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」と規定されており、農業委員会の同意は、農業委員会の総会の議決、すなわち、本総会の出席委員の過半数の賛成によって行うとされておりますことから、今回議題とさせていただいたところでございます。 辞任の理由は、疾病により、今年度当初に長期入院し、現在は自宅で療養しておりますが、農地利用最適化推進委員の職務を継続することは難しい状況であるためとのことです。 なお、中屋推進委員の辞任による推進委員の補充は、松山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する要綱第 10 条に「農業委員会は、解職、失職、辞任等により推進委員の欠員が生じた区域において、農地等の利用の最適化の推進に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、この要綱に定める手続きに基づき、速やかに推進委員を補充するものとする。ただし、推進委員の任期の満了までの期間が４箇月未満のときは、補充しない。」と規定されており、同要綱別表には河野地区と粟井地区で委員定数２名となっているため、農地等の最適化の推進に支障はないと考えられることから、補充は行わないことを事務局案とさせていただいております。 以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	事務局から説明が終わりました。本件について御異議等ありませんか。

	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 これにて、本日の提出議案９件の審議は全て終了いたしました。 次に事務局から連絡事項等あれば、お願いします。
越智徹主査	私から、連絡事項がございます。 １点目は、皆様にお配りしております「農業委員会の法令順守の実施及び今後の対応について」を御覧ください。愛媛県農業会議より、文書のとおり、法令順守の注意喚起がありましたので、委員の皆様におかれましては、日頃から法令順守に気を付けていただいているとは思いますが、改めて気を付けていただければと思います。よろしくお願いいたします。 ２点目は、視察研修についてです。先日、委員の皆様には御案内の文書を発送させていただきました。人数の確定をさせたいので出欠票を９月 17 日までに御提出いただければと思います。よろしくお願いいたします。 ３点目は、改選についてです。令和８年４月に募集を行う予定ですので、地元の調整をよろしくお願いいたします。また、調整の中で女性農業委員の選任も検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。 次に、次回の総会の日程です。 通常総会となります第 266 回総会は、令和７年 10 月 10 日　金曜日　午前 10 時 30 分から、こちらの会議室で開催する予定ですのでよろしくお願いいたします。 連絡事項は以上です。
寺井克之会長	以上をもちまして、本日の第 265 回総会を閉会します。
渡部純三局長	御起立願います。礼。 午前 10 時 48 分閉会